

事 務 連 絡

令和 8 年 8 月 20 日

建設業団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

建設工事において建設資材等の運搬に従事する自家用ダンプカーの
貨物自動車運送事業法における取扱いについて

自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについては、「自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて」（令和 8 年 2 月 10 日付け事務連絡、国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長）及び「自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて（再周知）」（令和 8 年 5 月 1 日付け事務連絡、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長）により、

- ・違法な「白トラ」行為に係る違法性の判断基準は、従前から変わらないこと
- ・自家用ダンプカー（白ナンバーのダンプカー）を使用して、雇用関係にある従業員（期間雇用又は日雇い雇用等の場合を含む。）たる運転者に運送行為（自家用ダンプカーの運転を含む。）を行わせる場合は、貨物自動車運送事業法に基づく許可は不要であること

等が示されているところです。

他方で、

- ・個別具体の運搬について、運転者が誰と雇用契約を締結すべきか、
- ・1 日に複数事業者の建設資材等を運搬する場合は運転者に対しどのように労働条件通知書を交付すべきか、

といった点について、取扱いの明確化を求める意見があるところです。

今般、こういったご意見を踏まえ、建設業における円滑な建設資材等の運搬を図る観点から、これらの点について、下記のとおり考え方をお示しします。なお、本考え方については、貨物自動車行政を所管する国土交通省物流・自動車局、及び労働行政を所管する厚生労働省と調整済みである旨、申し添えます。

各団体におかれては、本事務連絡、及びその概要をお示しした別添 1 の広報媒体について、会員各位に対する徹底した周知をお願いします。

記

1. 雇用契約を締結する主体について

貨物の運搬と雇用との関係について、貨物自動車運送事業法の運用上、運転者と当該運転者を使用して貨物を運送しようとする者との間に雇用関係がある場合は、当該事業者が自ら運送を行っているものと認められていることを踏まえると、一般論として、建設資材等の運搬における雇用契約の締結主体については、以下のように区分されることとなるので、この点留意されたい。

(1) 資材業者が所有する資材等を運搬する場合	運転手と資材業者
(2) 建設業者が所有する資材等を運搬する場合	運転手と建設業者
(3) 資材業者が、生業として自ら販売した資材等を販売先の建設業者への引渡しのために運搬する場合	運転手と資材業者
(4) 建設業者が生業として請け負った建設工事の施工に必要な、発注者が支給する資材等を当該建設業者が運搬する場合	運転手と建設業者
(5) 運転手自らが所有する資材等を運搬する場合	雇用契約不要

2. 一日に複数事業者の資材等を運搬する場合の取り扱いについて

建設労働者の日雇いに係る労働条件通知書の様式については、厚生労働省から公開されており、また、車両使用通知書の様式については、今般、国土交通省物流・自動車局において作成されたところである。これらの様式は別添2のとおりである。

一日に複数事業者の資材等を運搬する場合においては、個々の事業者ごとに労働契約を締結し、それぞれの事業者は、別添2に示す労働条件通知書及び車両使用通知書の様式に基づき、これらの通知を併せて行うことが適切である点について、留意されたい。

※ 別添2の様式については、以下国土交通省HPからダウンロード可能

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00055.html



以 上